

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年6月21日

支出負担行為担当官

福岡法務局長 土手 敏行

1 工事概要

(1) 品目分類番号

4 1

(2) 工事名称

福岡法務局柳川支局空調設備改修工事

(3) 工事場所

福岡法務局柳川支局庁舎

福岡県柳川市一新町1番地9

(4) 工事内容

本工事は、柳川支局庁舎2階及び3階に設置する空調設備の改修工事を行うものである。

詳細は、入札説明書、仕様書及び契約書（案）等による。

(5) 工期

契約締結日から令和6年11月30日（土）まで

(6) 本件入札手続は、後記3に定めるとおり、入札参加申請手続、入札手続等を電子調達システム（政府電子調達（G E P S）（<https://www.geps.go.jp/>））により行う。

なお、電子調達システムにより難しい者は、支出負担行為担当官の承認を得た場合に限り、入札参加申請手続及び入札手続の全てを書面により行う（本件入札手続において「紙入札方式」という。）ことができる。

2 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条における特別の理由がある場合に該当する。

(2) 本工事の業種区分において、法務省の令和5・6年度一般競争参加資格の認定（管工事（資格区分C等級以上））を受けていること（会社更生法（平

成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがされている者については、手続開始の決定後、法務省が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)

(3) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、平成7年1月23日付け法務省営第191号会計課長通達「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の制定及び運用について」に基づく指名停止を受けていないこと。

(4) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、法務省競争契約入札心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する2者のとき

(ア) 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合

(イ) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する2者のとき。ただし、(ア)については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

(ア) 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねているとき。

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

- c 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - d 組合の理事
 - e その他業務を執行する者であつて、aからdまでに掲げる者に準ずる者
- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねているとき。
 - (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねているとき。
- ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
- 組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- (5) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
 - (6) 警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして排除要請があり、法務省大臣官房施設課長が契約の相手方として不相当であると認めていないこと。
 - (7) 法務省が発注した工事について、予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る価格で契約し、かつ、当該工事の工事成績評定点が65点未満である場合には、その工事成績評定点の通知日の翌日から法務省が発注する工事の入札公告の日までの期間が1か月を経過していること。
 - (8) 当該工事における入札説明書等の交付を受けた者であること。
 - (9) 入札時刻に遅刻した者は、参加資格を失うものとする。

3 入札手続等

- (1) 担当部局 〒810-8513 福岡市中央区舞鶴三丁目5番25号
福岡法務局会計課施設係
(担当 姫野)
電話 092-721-4662
電子メール : s.himeno.394@i.moj.go.jp
- (2) 入札説明書等の交付期間、交付場所及び交付方法

ア 交付期間

令和6年6月21日（金）から同年7月11日（木）まで

イ 交付方法及び交付場所

上記(1)及び電子調達システムにおいて交付する。

郵送により入札説明書等の交付を受ける場合、あらかじめ申し出るとともに、郵便切手390円（普通郵便の場合）を添付した返信用封筒を同封し、前記3宛て送付すること。

なお、FAX及びメールによる入手申し込みは受け付けない。

(3) 申請書の提出期間、提出場所及び提出方法

ア 提出期間

令和6年6月21日（金）から同年7月12日（金）までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

イ 提出場所

上記(1)に同じ。

ウ 提出方法

電子調達システムにより提出すること。

紙入札方式による場合は、申請書に「令和5・6年度の法務省一般競争参加資格に係る資格決定通知書の写し」及び「暴力団及びこれに準ずる者ではないことを証する「誓約書」」を添えて、持参又は郵送すること。郵送により提出する場合は、発送日時が調査可能な方法（例：書留郵便）を利用して提出期限必着で送付し、必ず提出期限までにその到達確認を電話で行うこと。

なお、工事費内訳書とは別に、参考見積書として、仕様書に係る値引きを考慮しない定価ベースの見積書を提出すること。

(4) 入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

ア 入札

(ア) 入札書の提出期限

令和6年7月26日（金）午後5時まで

(イ) 提出場所

上記(1)に同じ。

(ウ) 提出方法

電子調達システムによる。

なお、紙入札方式による場合は上記(1)の場所に持参又は郵送すること。ただし、郵送する場合は事前に連絡を行った上、発送日時が調査可能な方法（例：書留郵便）を利用して提出期限必着で送付し、必

ず提出期限までにその到達確認を電話で行うこと。

イ 開札

(ア) 日時

令和6年7月29日（月）午前10時

(イ) 場所

〒810-8513 福岡市中央区舞鶴三丁目5番25号

福岡法務局4階大会議室（福岡第1法務総合庁舎）

4 その他

(1) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、時間は日本の標準時及び単位は計量法（平成4年法律第51号）による。

(2) 入札保証金

免除

(3) 契約保証金

納付（保管金の取扱店 日本銀行福岡支店）。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店 日本銀行福岡支店）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(5) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者より当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(6) 手続における交渉の意図の有無

無

(7) 契約書の作成の要否

要。ただし、契約締結に当たっては、支出負担行為担当官が定めた書式による契約書を作成する。

- (8) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無
無
- (9) 関連情報を入手するための照会窓口
前記 3 (1)に同じ。
- (10) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加
前記 2 (2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も前記 3 (3)により申請書を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (11) 詳細は入札説明書等による。